李鴻章と戶部

——北洋艦隊の建設過程を中心に——

細見和弘

はじめに
一　李鴻章の直隸總督就任
(一)　海關收入をめぐる戶部と李鴻章の對立
(二)　海防建設の開始
二　李鴻章の權限擴大と北洋艦隊建設の前進
(一)　李鴻章への權限委讓
(二)　鐵甲艦購入の實現
三　李鴻章への財政統制の強化
(一)　清佛戰爭期における軍擴
(二)　清佛戰爭後における軍縮
(三)　海軍衙門の創設をめぐって
四　戶部による部駁と李鴻章の覆奏
おわりに

はじめに

本稿は、清朝末期における北洋艦隊の建設過程について、清朝中央と地方の政府間關係を基軸に考察しようとするもの

である。この問題をめぐっては、従來まで、各地域閒に横たわる水平的な競合關係や利害對立について關心が注がれてきたのに對し、わたくしは視點をかえ、その建設を擔った北洋大臣兼直隷總督李鴻章と、中央財政官廳戸部との閒に存する垂直的關係に焦點を當てて論じてゆきたいと思う。言わばヨコのものをタテに讀み換えることによって、財政史的角度からの照射を試み、これまでとは違った歴史像を描き出したいと思う。(1)

また從來までの捉え方では、李鴻章の權勢擴大について、對抗していた有力官僚の死去や、對外戦爭によって對抗勢力の基盤が破壊されたことで、李鴻章が派系對立を勝ち抜き、清佛戦爭を經た一八八〇年代の半ばには、外に並ぶ者のない獨占的地位を獲得し、以後日清戦爭に敗れた責任を負って失脚するまで繼續したかのように理解されてきた。しかし李鴻章の權勢は、これほど單純な擴大過程として捉えきれるものではなく、むしろ幾つかの曲折を含んだものであったと考えられる。本稿では、李鴻章が直隷總督に着任した一八七〇年六月から、清佛戦爭を經た一八八〇年代半ばまでの時期に限定し、北洋艦隊を建設するに當たり、清朝政府から李鴻章に委讓された權限の動態を追跡しつつ論じてゆきたい。

一　李鴻章の直隷總督就任

(一)　海關收入をめぐる戸部と李鴻章の對立

一八七〇年六月天津教案に對處するため直隷總督に赴任してきた李鴻章に對し、一一月一二日上諭が下された。この上諭では、三口通商大臣を裁撤し、代わって直隷總督が天津の洋務及び海防關係の事宜に對處し、東海關及び牛莊關もその管理に歸すことを決定するとともに、李鴻章に對し、天津における洋關と常關の稅務を擔う海關道設立の是非について審議を命じた。(2) これに對し李鴻章は、上奏文「裁併通商大臣酌議應辦事宜摺」（一一月一八日）を提出し、第一に、天津が各國の通商の開埠して以來「往來の衝途」であり、「京師の門戸」としての重要性を高めていること、第二に、天津教案の

際の地方官及び三口通商大臣の對處が適切でなく「後患」を殘したこと、第三に、海防を整頓する爲の長官を設置する必要があることを根據に、贊成する答申を行った。(3)

津海關道の設置が裁可されると、李鴻章は腹心の陳欽にこのポストを署理させ、潤澤な海關稅收入を制御できるよう圖った。ところが、京餉の滯納狀況を改善したいという戶部の意向を受け、その迅速な送金を關係各督撫及び粵海關監督に命じた一八七二年一月一五日の上諭が下った際、(4)李鴻章が、中央への京餉納入よりも天津における海防に要する財政支出を優先させるため、その留保を申し出たので、ここに戶部との間に見解の相違があることが明らかになった。李の上奏文「截留京餉摺」(5)（一月二一日）は、先ず署津海關道陳欽の報告を引いている。

陳欽によると、津海關における收支計算を經た殘額は二九萬八七〇〇餘兩に上っているが、京餉の滿額を納入できない理由は、河川の氷結による收入減の外、天津機器局における國防生產の擴充資金が必要なためである。それは崇厚の任期以來、四成洋稅から充當されることになっていたのであって、この二九萬八七〇〇餘兩は「ほかに流用することが許されない經費（別項不准動用之款）」であると言う。陳欽は更に、海防月餉への支出を優先しなければならないことを強調し、天津機器局へ支出した後、天津支應局から軍餉として五萬兩を支出したところ、一萬三九〇〇兩餘の不足が生じたので、暫定的に「別款」から借入して補充している狀況である。であるから該年度の未解分の京餉一一萬一五〇〇兩餘を送金すれば、津海關六成洋稅、洋藥釐捐、東海關協餉、運庫鹽斤復價の一年分を合計したとしても、津防月餉の爲の經費が不足すると述べた。

以上のような報告をうけた李鴻章は、天津機器局の「需用が浩繁」であり、天津海防費を優先すべきことを述べるとともに、歸化城へ派遣された鄧啓元・劉景芳兩軍への軍餉を肩代わりしていることを擧げ、戶部が來年度分の京餉を送金せよというなら、この軍餉負擔を放棄すると言い放った。その結果、必ずしも免除されたわけではないが、京餉納入の期限を定めることはしないとする戶部の讓步が得られた。(6)また李鴻章は、片奏「截留京餉尾數片」の中においても、同治一〇

（一八七一）年四月、津海關道に對し、「徵收した稅項が、防餉に向けて充分に支出された上で、なお餘剩の銀兩があれば、送金を行う（俟徵收稅項可敷防餉、餘存銀兩卽行報解）」よう再度指示したと述べており、[7] 京餉負擔の履行より天津海防への支出を重視する姿勢を鮮明にしていた。[8]

(二) 海防建設の開始

李鴻章は直隸總督に就任した當初より、大沽海口に駐屯する六營に關する章程を制定し、その三〇里（約一七・三キロ）後方の新城地方に新たに築城を行い、砲臺と連携をはかるなどして、「海防の門戶」たる天津海防の充實をはかった。[9] こうした施策は、なお天津教案事件の善後措置としての色彩が濃厚であったように思われる。ところが、日本明治政府による臺灣出兵事件が發生し、それに衝擊を受けた清朝政府は、海防の緊急性を痛感し、沿海各督撫及び將軍に對し、「練兵」「簡器」「造船」「籌餉」「用人」「持久」の六箇條に關する具申を求めるに至ると、[10] 李鴻章は上奏文「籌議海防摺」（一二月一〇日）を提出し、「北洋」（煙臺・旅順一帶）・「東洋」（長江河口）・「南洋」（厦門・虎門）に、それぞれ大型の鐵甲艦二隻を配備する必要があると建議した。[11] ところが、一八七五年五月三一日に下された上諭では、鐵甲艦の購入に關し、

> 鐵甲船に至っては經費が鉅額に過ぎ、購買するのが甚だ難しいので、李鴻章と沈葆楨に具體的な情況を斟酌させ、如し實際に利用できるなら、先ず一隻か二隻を購入し、その上で引き續き辨理することにする。[12]

と、購入資金が巨額であることを理由に試行的な購入を認可したに過ぎなかった。この清朝政府による政策決定は、鐵甲艦の購入について極めて消極的であって、問題を先送りしたに等しい。しかし一方で、海軍建設推進の旗振り役、恭親王奕訢の建議により、粵海關・潮州關・閩海關・浙海關・山海關及び滬尾・打拘二口の四成洋稅と、江海關の四成洋稅のうち二成分を合計した年額約二百數十萬兩に加え、江蘇・浙江二省の釐金收入から年額各四〇萬兩と、江西・福建・湖北・

廣東の四省から年額各三〇萬兩の合計年額二〇〇萬兩が南北洋海防經費として認められ、(13) 李鴻章に對し比較的巨額の財政的支援が與えられた。當時の清朝財政は、太平天国の亂を機に惡化の一途をたどる中で、巨額の經費支出を捻出しなければならない狀況に迫られて、その制度を大きく變容させていたが、海軍費の調達に際して、各地に經費負擔を割り當てることによってまかなうという手法が採られ、(14) 海軍建設のための費用は、こうして國內調達されることになったのである。

二　李鴻章の權限擴大と北洋艦隊建設の前進

(一)　李鴻章への權限委讓

一八七九年四月四日（光緒五年三月一三日）日本明治政府が琉球の廢藩置縣を斷行した事件は、清朝政府の眼を再び海軍建設へと向かわせた。六月六日の上諭は、鐵甲艦を擁した日本に對する自強策として練兵と購器を優先し、李鴻章及び沈葆楨に命じて鐵甲艦・水雷及び一切の有用な兵器を速やかに購入させ、必要な巨額の資金を調達する方法についても考えさせるとし、(15) 更に七月二九日の上諭も、この二人に對し、「需費の浩繁」な鐵甲艦の購入を「力を量りて籌辦」するよう命じ、(16) 清朝政府は時局への緊迫感から鐵甲艦の購入を急いだ。

また、翰林院侍讀王先謙が提出した長大な上奏文「條陳洋務事宜」（一一月一一日）も、「此時深く慮るべき者は、又他の國に在らず、而るに先ず倭國に在り」と、日本を假想敵と見做し、速やかに自強を圖るため「敵情を審らかにする」「士氣を振るう」「經費を籌る」「船械を備える」の四箇條について建議した。鐵甲艦については、イギリス・フランス・ロシアの各國がそれぞれ數十隻を保有しており、アメリカも以前四十餘隻を擁したことに觸れた後、「將來、出洋して征勦する」ために、十數隻の鐵甲艦を持つべきであると諭じた。ただ現在資金が不充分なので、一隻當たり一〇〇萬兩以上も必要な鐵甲艦を購入するより、一隻を約二〇萬兩ほどで購入できる「碰船」を五、六隻購入すべきであると、財政

事情を配慮して自説を後退させていた。[17] とはいえ、この王先謙の建議は、鐵甲艦の購入に積極的な李鴻章の立場に大きな彈みを與えるものであって、二日後の上諭でその検討を命じられた李は上奏文「籌議購船選將摺」（一一月二三日）を提出し、購入した鐵甲艦を配置し、數軍を編成・訓練して「海上で勝敗を決するのでないなら、攻撃を以て防御とする妙技に到達するには至るまい」と述べ、大洋における戰鬪を不可避とする王先謙の主張に沿った議論を展開し、鐵甲艦購入の必要をあらためて強調した。[19]

翌一一月二三日の上諭は、「所有ゆる帶船・將才及び購船の事宜は、即ち李鴻章をして認眞に講求せしむ」[20] とし、更に總理衙門が具申した建議、すなわち軍艦の購入については、各省が獨自に發注するより、李鴻章一人の手で處理した方が、より周到で妥當であるとの意見をうけて、一二月二五日上諭が下された。沈葆楨の死去した前日に下された、この上諭では、各省が必要とする船は「統べて李鴻章に由り酌量して代購」し、費用は何璟（閩浙總督兼福建巡撫）・劉坤一（兩廣總督）・裕寬（廣東巡撫）・周恆祺（山東巡撫）・譚鍾麟（浙江巡撫）・勒方錡（福建巡撫）に命じ、「分別して李鴻章に籌解し、備用」されることが決定された。[21] こうして、李鴻章に對し、軍艦の購入に關する意思決定權及び財政權が委譲されるに及んで、膠着していた鐵甲艦購入問題が漸く打開へと向かうための條件が整えられることになった。

翌一八八〇年三月二九日における李鴻章の上奏文「議購鐵甲船摺」は、李鳳苞がイギリスとの間でポーラ（「柏爾來」）及びオリオン（「奥利恩」）兩號の轉賣の交渉に成功したことを報告し、ポーラ號を臺灣防衛のため福建に配備し、オリオン號は南洋大臣の管轄下に置くこと、その約二〇〇萬兩に及ぶ購入費は「當該省の防衛は、當該省が支出した資金を使って行う（以該省應解之費、籌該省應辦之防）」方針を採り、戶部に三〇萬兩を支出させるのを除き、全額を福建の負擔とするものであった。[22] 三月三一日の上諭ではこの李鴻章の建議が裁可され、[23] こうして長らく懸案であった鐵甲艦購入が實現に一歩近づいた。

財政權の集中に支えられたとはいえ、李鴻章にはなお解決すべき財政問題が存した。一八八〇年四月九日（光緒六年三

月一日）の上奏で、協餉の送金が南北洋經費の分解後、北洋の取分二〇〇萬兩のうち二割にも達しないことに觸れ、この缺解問題が惡化の一途をたどっていると報告している。[24] 李鴻章は戶部と總理各國事務衙門に對し、問題解決のため迅速に會議をおこなうことを求めるとともに、西征餉銀（塞防費）二〇〇萬兩の打切りと海防經費への移管、及び旗昌公司買收後の招商局による稅納を洋稅として扱うことや、「購買」「製造」「訓練」「養船」「添募」のための資金調達についてかなり廣範な財政問題の提示を行った。[25] そして、釐金からの協餉不振對策としては、先ず江西・湖北に割り當てられた三〇萬兩、及び浙江に割り當てられた四〇萬兩については、二割の割り引きを認め、江蘇釐金の四〇萬兩、及び廣東・福建釐金の各三〇萬兩については、南洋海防費へ全額を移管することで缺解の現狀を追認した。こうして北洋はこの三省釐金合計一〇〇萬兩のうち南洋と折半していた五〇萬兩を放棄し、南洋へ讓渡したことになるが、その代償として「他省の有著なる的款を改撥」するよう求めた。[26] 李は七月三一日にも同じ趣旨の上奏文を繰り返し提出し、[27] 中央サイドの決裁を促した。そして、二日後の八月二日には、各省關が供給すべき經費を速やかに送金すること、釐金については「八折」に減額したうえで送金し、もし再び「延缺」した場合、李鴻章に命じて調査のうえ彈劾させたうえで、「延誤京餉例」に照らし處罰するとの上諭が下された。[28] しかし事態は何ら改善されたわけではなく、李鴻章にとっては、脆弱な財政基盤を如何に克服してゆくかという難題を抱え込むことになった。

(二) 鐵甲艦購入の實現

しかしともかく、海軍建設のための意思決定權と財政權が李鴻章に委讓されたことで、これまで懸案であった鐵甲艦の購入が漸く軌道に乘せられるようになった。イギリスからの購入が見込まれたポーラ及びオリオンの二隻については、李鳳苞を通じ政權變動、すなわち第二次ディズレイリ保守黨內閣から第二次グラッドストン自由黨內閣への政權交代に伴う契約破棄が傳えられ、當初の靑寫眞は變更を餘儀なくされた。しかし、その對應策について打診してきた李鳳苞に對し、

李鴻章は二隻の購入を斷念し、別會社に注文するよう方向轉換せよと指示を與え、これをうけた李鳳苞はドイツのフルカン工廠（「伏爾鑑 Vulkan 廠」）から最新式の鐵甲艦二隻の發注に成功した。

ところが李鴻章は、この二隻だけでは廣範な中國沿海を防御するには不充分と考え、注文濟の二隻をそれぞれ福建と南洋に配置した上で、更に二隻の鐵甲艦を購入し、「京畿の門戸」たる北洋の防御に當たらせるという計畫を提議した。その資金には、淮南北の鹽商による議捐報效銀一〇〇萬兩及び、各省に貸與した輪船招商局官款約二〇〇萬兩の三期返濟分を充てようと考えた。[29] この李鴻章の提議は、七月一一日の上諭において、「李鴻章の議する所に照らし、新式を査照し、英廠に在て鐵甲二只を訂造」することが裁可された。また前後各二隻の鐵甲艦購入計畫を實現するための財源の問題は、李鴻章の請願した兩淮商捐の一〇〇萬兩については、戸部の審議にかけるとし、輪船招商局官款の約一〇〇萬兩（年額約三五萬兩として三期に分けて返濟）については、李自身が該當する督撫と咨文を通じて交渉することを認めた。[30] 後者については、李鴻章自身の資金收集力に委ねられたのであるからともかく、前者の認可については、何よりも戸部の意向によって大きく左右されることになったのである。

そして實際、戸部の審議の結果は、僅か四〇萬兩の部分的な認可に止まった。戸部からの合意が得られなかったことは、李鴻章にとって大きな痛手であったに違いない。李鴻章は一〇〇萬兩全額の支給を認めるよう戸部に命じるよう再度請願し、[31] 戸部に對し審議するよう命じる上諭を引き出した。[32] しかし、これに對する戸部の返答というのは、鐵甲艦の購入價格が定まり、その支拂い方法も幾次に分割して行うのかが奏報によって明らかにされて以後、再度檢討するというもので、[33] 事實上の拒否回答であった。

以上のように、李鴻章は戸部から全面的な財政支援を得ることが出來なかったため、軍艦購入計畫の變更を餘儀無くされてゆくことになった。前後二次にわたる各二隻の發注が計畫された當初の見積りを銀に換算して示せば、それぞれ少なくとも三二六萬兩及び、三四一萬兩であったが、このうち最初の二隻については、既に福建負擔を中心に一五〇萬兩を得

ており、なお不足する一七六萬兩については、九七萬兩が江海關道劉瑞芬からの送金により既に調達濟みであった。李鴻章は更に問題の兩淮商捐一〇〇萬兩を移し替えようとしたが、このうち戶部の認可が得られていない六〇萬兩も、五月までに戶部から供給させる等の手段を採ることによって資金調達は可能と考えた。こうして見込みの薄い戶部からの全額認可を前提として、資金の支拂い準備の問題が一先ず解決されたのである。この二隻こそ、北洋艦隊の主力艦として名高い「定遠」と「鎮遠」であった。

追加購入が計畫された二隻については、當初から最大の資金源であった兩淮商捐一〇〇萬兩が振り替えられたため、招商局官款の返濟銀一〇〇萬兩だけが殘された。しかしこれとて毎年三五萬兩の返濟が見込まれたものの、初年度分の返濟額は僅か二九萬兩に止まっており、この調子でゆけば完濟まで四年を要するというのが實情であった。それを見た李鴻章は「一時に尙緒に就き難い」と判斷し、二年ないし三年後イリ償款が完濟され各省の財力に餘裕が生じるのを見計らってのち再度取り上げるとし、この二隻の追加購入計畫を斷念せざるを得なかった。[34] 李鴻章は同じ日に提出した片奏「商局官款撥購鐵甲請緩撥還片」（『李鴻章奏稿』卷四〇）で、招商局が借り受けた浙江塘工生息經費銀三〇萬兩を毎年六萬兩ずつ返濟するよう命じた一八八一年四月一〇日の上諭[35]に對し、第二次の鐵甲艦購入の爲の經費捻出を優先する見地から猶豫を申出たが、それは李鴻章が取りえた對抗措置であったと考えられる。また李鴻章は結局、この招商局官款の返濟分を、ドイツのフルカン工廠から購入した「穹面鐵甲快船」の購入費、すなわちクルップ式元込め大砲三門を含めた約六二萬兩の一部に充てた。[36] この軍艦は、のち「濟遠」と命名された。

三　李鴻章への財政統制の強化

(一)　清佛戰爭期における軍擴

ベトナム北部で本格化していた清佛兩軍間の戰鬪が激化し、清國東南海域への展開が豫測されるに及んで、緊張の高まった沿海地方において海防をより一層充實させようとする動きが強まった。最初に南北洋の兵力增強を建議した北洋海防事宜吳大澂の上奏文は、李鴻章と曾國荃（兩江總督兼南洋大臣）に對し、現有する後膛槍砲の使用を前提に各十數營を增強できるかいなかを調査させること、財源として戶部から毎月各五萬兩（年額にして一二〇萬兩）を支出させることを求めた。(37) 吳大澂の建議を審議するよう命じた一八八四年八月一九日の上諭が下ると、(38) 李鴻章は二五日、上奏文「遵旨添營請撥月摺」（『李鴻章奏稿』卷五一）を提出、吳を全面支持する答申を行った。その間、フランス軍が福州を攻擊し、潰滅的打擊を與えており（八月二三日、馬江の役）、李鴻章は同じ上奏文の中で、今後の戰況について、

該國（＝フランス）は正に餉を籌り、議を集め、兵を添し、期を剋して大擧し、先ず南省を擾し、地に據りて質と爲し、必ず將に北のかた畿輔を犯し、以て其要挾の謀を遂げんとす。

と述べ、(39) フランス軍の首都に向けた北上は必至と捉え、それに備えた兵力增強に着手する必要があると主張した。(40) このとき李鴻章が新たに募集した勇營は二六營一哨に及び、月額八萬二〇〇〇兩の戶部負擔が認められた。(41)

更に捐納再開の認可が、清佛戰爭に伴う緊張激化が、李鴻章にとって言わば追い風となって實現した。(42) かつて上奏文「籌議海防議」（前出）において「捐輸は得る所が幾ばくも無く、流弊は甚大なり」と斥けた前言を翻し、九月三日、暫く停止されていた捐納を再開し、海防費とするよう建議した。(43) 二日後の上諭で、この建議は戶部の審議にかけられることになったが、戶部は九月一五日の上奏において、捐納の再開に同意した。ただ、同治年間に收捐が紛糾した前例を擧げ、

「以て限制を示さざれば、恐らく日久しくして別に流弊を滋らん」との危惧から、期閑を一年閑に制限し、この期限が過ぎると即時停止するよう留保が付けられた。(44) 戸部の同意をうけて、捐納の再開が翌一八八五年一月二三日の上諭で裁可された。(45)

(二) 清佛戰爭後における軍縮

ところが、こうした兵力増強は、もともと戰時における緊急事態に對處する爲の一時的方策として立案、實施されたのであって、對フランス戰が天津條約の締結（一八八五年六月九日）により終結すると、今度はその削減がはかられるようになった。七月一日の上諭は、西太后の懿旨を受けて、それぞれの將軍・督撫に對し勇營の「弱きを汰げ、強きを留める」よう命じた。勇營削減の目的は、表向きには「饟項を節省し、要需に移作す」ることによって、「各省勇營の糜費」を無くすことに置かれてはいたが、(46) 眞の狙いは、各省に對し目標額として示した年額銀二、三〇萬兩をまるごと京旗各營の軍費に充てると同時に、戰後處理に多額の費用がかさむことを理由に海防支出を縮減する點にあった。(47)

戸部は西太后が懿旨で示した軍縮の方向に同調し、李鴻章に對し攻勢をかけた。李に送られた戸部の咨文は、直隸練軍への月餉四萬七五〇〇兩、及び追加募集した勇營への月餉八萬二〇〇〇兩の負擔について、光緒一一年八月から三箇月分を、戸部に代わって李鴻章が直隸海防捐輸から負擔せよというもので、西太后の懿旨より遙かに嚴しい內容であった。此處で戸部が提示した軍費負擔の放棄に對し、李鴻章は、これらの軍隊が「專ら部餉を指して命脈と爲す」と述べて反對した。海防捐輸への負擔轉嫁についても、海防捐輸による收入は「專ら北洋水師經費に抵てる」ことになっており、(1)各省關からの釐金缺解問題の未解決、(2)大小船艇・水陸軍・ドック・水雷・魚雷營・砲臺・學堂・防營・電報等に巨額の經費が必要、(3)對佛戰時に緊急に購入した兵器類の代金支拂いに必要、(4)ドイツから鐵甲艦を含めた軍艦三隻が天津に到着し、巨額の維持費が必要、と述べた上で、「今、戸部忽ち捐款を將て直隸練軍及び海防添募各軍の月餉に撥抵せんとする

は、未だ深悉せざるに似たり」として、難色を示した。そして、直隷練軍への月餉四萬七五〇〇兩については、從來通り八月分からの送金を請願し、海防のため增強した各軍への月餉八萬二〇〇〇兩についても、從來通り八月・九月・一〇月分の送金を行うよう請願した。(48)

こうした李鴻章の請願に對する戶部の返答は、直隷練軍の月餉については、八月分の送金を行うとして、一部を承認したものの、追加募集した各軍の軍餉については、八月・九月・一〇月の三箇月分は支給するが、その後迅速に軍隊そのものを解散すること、また直隷省が收めた捐輸銀については、「應に月を按じて部に報じ、聽候して指撥すべし」とし、戶部に報告を行い、指示を待って支出すること、すなわち支出の凍結を指示した。何れも、李鴻章にとって一層嚴しい對應を迫る內容であった。しかし李鴻章は先の上奏文での主張を繰り返すしかなく、(49)全くの守勢に回った。

更に一〇月二八日には、海防捐そのものの停止を建議した戶部の上奏が裁可され、海防費削減に向けた攻勢が強められた。その上奏文の中で、戶部は、捐輸はほんらい緊急の際に一時的に實施されるべきもので、海防のために設けられた今回の捐輸も、對フランス戰が終結し、海防の緊急性が既に薄れた現在、例外でないこと。導入の際に取り決められた一年の期日まで、時閒的に遠くないことを擧げて、海防捐停止の根據とした。また戶部は、各省から送られるべき財務報告書が、遲延したり、杜撰なものであったりするのが通例であるから、一年閒の期日を終えてから二箇月以內に報告書を作成し、戶部に送付するよう各省督撫に命じることを求めた。(50) この戶部の建議は裁可されたが、これに對し李鴻章は上奏文「裁遣新營停領部餉摺」（一一月二七日）を提出し、西太后の指令通り、戶部が負擔してきた年額九八萬四〇〇〇兩のうち三〇萬兩の據出を認めた。しかし殘りの六八萬四〇〇〇兩については、鐵甲艦の追加購入と海軍兵士の募集と養成に備えるため、海軍衙門を經由して送金を繼續してもらえるよう請願し、(51)自主的財源として部分的な存續を圖ろうとしたが、果たせなかった。

(三) 海軍衙門の創設をめぐって

海軍衙門は、清佛戰後の善後措置として創設された海軍專門機關であり、その目的は南北に分散していた防衛體制を集權化することにあった。(52) 戶部はその創設を機に、南北洋海防經費を共に海軍衙門へ移管するよう發議し、これが實施された。(54) 北洋海防經費が規定額通りに送金されることは無く、そうした事態が改善される見込みも全く無かった。にもかかわらず、それは財政基盤の脆弱な李鴻章にとって、なお有力な自主的財源であった。一例を擧げると、浙江巡撫劉秉璋（安徽省廬江縣出身の淮系官僚）は、フランス軍との戰鬪に向けた海防のための財源として、浙海關の負擔する南洋海防經費を第九三結より一年閒留保することを認めてほしいとの請願を行い、戶部から認可された。(55) そして浙江關からは第九三結（光緒九年九月一日～一二月三日）、第九四結（～一〇年三月五日）、第九五結（～閏五月五日）に、それぞれ四萬一〇〇〇兩、一萬四九九六兩、一萬六六九九兩が南洋海防經費として留保されたが（第九六結は史料缺）、その同額が北洋海防經費として送金されており、(56) 依然規定額に滿たないものの李鴻章への送金を繼續する姿勢を堅持していた。このことは、注目に値する。何故なら李鴻章にとって同じ淮系に屬する官僚からの送金が、比較的信頼できる財源であったことが分かるからである。南北洋海防經費が海軍衙門へ移管されたことによって、李鴻章に忠實なこうした金脈は分斷されたのである。

海軍衙門が創設されるに際し、李鴻章は會辦大臣に就任し、總理海軍大臣の醇親王奕譞に次ぐ地位にあった。ところが先行研究を見ると、「實際の海軍の大權勢は、李鴻章の手中に握られた」として、李の權勢擴大を促進する梃子の役割を果たしたと捉える見方が有力なようである。(53) しかし、先述した通り、海軍衙門は李鴻章から北洋海軍經費を奪った。そして、「論撥款缺解」『海軍函稿』卷四、頁十八～二〇、に、

> 茲に北洋海軍經費を以て奏定せる章程に照らし、鎭遠等の八船俸餉及び煤修等の銀をして海軍衙門に赴き請領するを除くの外、其餘の歲每の各船俸餉及び工需雜費は、均しく北洋由り期を先んじて核估し、海軍衙門に咨請し、各省よ

り關・釐税を指撥せしめ、北洋に徑解して應用せしむ。

とあるように、李鴻章が先ずあらかじめ海防費の見積りを算定して海軍衙門に申請し、それを受けた海軍衙門が各省關に命じて送金させ、海軍衙門を經由して天津に供給されるという制度上の手續きが必要となった。(57) 海軍建設への資金運用に際し、李鴻章に委讓されていた財政權は、もはや李鴻章の手中にはなかったことが分かる。(58)

四　戸部による部駁と李鴻章の覆奏

前稿で明らかにしたように、戸部による地方への財政統制強化の動きは、既に清佛戰爭期において見られ、北洋艦隊建設費に抵觸した李鴻章との對立が表面化していた。(59) 戸部は更に、一八八六年一月三日（光緒一一年一一月二九日）光緒帝の師としても知られる翁同龢を戸部尚書に頂き、(60) 一連の部駁を提出して、(61) 北洋海軍經費への介入を行い、李鴻章との論戰を展開させた。

戸部が行った部駁については、基本史料の『李鴻章奏稿』には、次の三件が載せられている。(62) なお、數字の計算が合わない箇所も散見するが、史料に記述されたものに手を加えることはしない。

(i)「覆陳部駁海防報銷摺」（一八八六年五月一三日、光緒一二年四月一〇日）『李鴻章奏稿』卷五七。

(ii)「覆奏海防經費部駁各款摺」（一八八九年四月二四日、光緒一五年三月二五日）『李鴻章奏稿』卷六五。

(iii)「覆奏部駁海防經費摺」（一八八九年一一月二九日、光緒一五年一一月七日）『李鴻章奏稿』卷六六。

(i)「覆陳部駁海防報銷摺」は、光緒元年から六年（一八七五から八〇年）までの北洋海防報銷案について、戸部が行った部駁に對する李鴻章側の覆奏である。戸部が咨文で指摘した問題點は、大要次の五點であった。

(1)按察使丁壽昌の薪水は月額二〇〇兩、道員鄭藻如・許鈞身はいずれも月額一〇〇兩、知縣陸爾發は月額五〇兩とある。提督丁汝昌は月額一〇〇兩とあるが、のち一五〇兩に増額している。游擊劉步蟾は月額五〇兩であるが、のち一〇〇兩に増額している。準據すべき先例や規定が無く、記錄された奏報もないので、何れも比較對照して減給すること。

(2)天津に移動した登榮水師艇船に支給された公費月額一〇〇兩は、移動時に報告がなく、戶部にも報告されていないので、支出額を算定する材料がない。

(3)直隸提督李長樂の親兵小隊が支出した銀數は淮軍馬隊章程と符合するが、册報には馬隊の字が無い。別に馬隊として二四名とあり、親兵が馬隊であるのか、分からない。馬隊を按じて砲費一項を支給できない。

(4)新城の練軍は一二ポンド・クルップ式元込め砲一六門を使用し、一門につき砲費が月額六兩とあるが、これは章程に何時定められたのか。

(5)砲船公所の司事一名の月給は一〇兩、夫役四名の月給が一人につき三兩六錢、月需紙張油燭等項に月額六兩とあるが、どの章程に基づいて支給したのか。

以上のように戶部が問題としたのは、第一に、支出に際して準據すべき規則が有るのかどうか、またそれに則って支出されているのかどうかであり(1)(4)(5)、第二に、李鴻章の提出した報告書の記載が不明瞭であったり、漏れが存在する(2)(3)という二點にまとめることができる。

これに對し李鴻章は、總論的に次のように答えた。

北洋は、光緒元年（一八七五年）より旨に遵い海軍の建設を實施し、洋務の人材を求め、新式の利器を探して購入し、以て各省を唱導した。當時は未だ仕組みが備わっておらず、準據すべき慣例や先例は無かった。西洋の海軍は世界で

最も強力である。中國が自強を望むのなら、必ず西法に倣い、損益を斟酌しなければならない。支出の各項も、ただ能力に應じて仕事を授け、實際に使用し、實際に消費するだけであった。それで光緒元年、戶部と總理各國事務衙門が共同で、南北洋海防經費を支出させて戴くことになったが、上奏文には、ただ督辦大臣から總署・戶部に對し、費目と金額を咨文にて報告し、子細に調査をおこなうと言うだけで、當初は何ら立案し支出細目を分けるとの文は無かった（『李鴻章奏稿』卷五七、頁一五）。

ここで李鴻章が述べているのは、海軍建設が、その先驅性の故に先例の無い狀況で開始したこと、南北洋海防經費の新たに導入された際、當初からそもそも準據すべき明確な規定は存在してはいなかったと主張している。また、これに續いて、

おそらく海防策を實施し、軍艦を建造する一切の費目は、他項の軍需と比較できないだろうし、通例を以て規準とすることはできないであろう。およそ費目の額については、抑制する中にも、實際の役に立つことを追求し、その都度見計らって支出を決定しなければならないのであり、本來、他の案件や他省において規則通り行われるような事柄ではないにしても、氣儘に濫用することなど決してありますまい（『李鴻章奏稿』卷五七、頁一五～一六）。

と述べ、海軍建設に必要な資金は他の軍事支出とは比較ができるような通例が存在しないと主張している。しかしだからと言って、實際の運用に際しては、恣意的なことは決して行っていないと言う。李鴻章は更に續いて、各論について、戶部に反論を行う。

(1)について李鴻章は、薪水を「委員が公務を執行する爲に必要なもの」と捉え、「總て仕事の繁簡により決定する」として、先ず李鴻章なりの規準を示した。續いて、北洋の海防は事情が煩雜で、各國海軍の制度に熟練し、外交交渉の事宜を熟知する者でなければ勤まらない。該員等が海口を往來し、水陸を行き來し、洋將と連絡する爲の一切の舟車薪夫は、內地の防務の差使より緩やかに支出すべきで、給與も數倍にするだけでなく、斟酌して優遇すべきである。前按察使司壽

昌は、一人で數職を兼務し、一職で數事を任じ、僅かに一人分の薪水で執務するという困難に耐えていた。現在既に物故しており、事後に減俸し追徴するというのは、公に因り累を受けることでその人の身になって考えると適切な措置ではない。その他の員弁も皆事情は同じである、と述べている。戶部が、準據すべき俸給規定が存在しない上、報告もなされず恣意的な給與水準が設定されているのではないかと問うたのに對し、北洋の海防を擔うスタッフの專門性の故に、その給與支出には柔軟性を持たせるべきであること、及び一人で數職を兼任しているという事情を考慮すべきこと等を擧げていた。

(2)について、李鴻章は、登榮水師の艦艇九隻への月額一〇〇兩の支給は「練船之制を仿照」したと述べ、準據した規定の存在を明確にし、また(3)についても、直隸提督李長樂が募集した親兵は、もともと小編成の馬隊で、薪糧等項はすべて淮軍馬隊章程に照らして支給している。冊內に馬隊の字が無いのは未だ明晰に出來なかったからである。別の馬兵二四名は、李提督が募集した馬隊には屬さない、と答えた。

部駁の對象となった時期と、海軍衙門設置後の情況との相違が見てとれるのは、(4)と(5)についてである。(4)について李鴻章は、この六兩の支出額は「購入した各砲位が到着した後、毎月實際に必要とした油紗器料等項の費用に照らし、隨時に斟酌して決定している」ものであり、また新章以前には先ず戶部に報告するものでなかった。現に既に別に專摺を作成して、補足を行った、と述べた。ここで李鴻章は、準據すべき規定に副って支出するというよりは、實際に必要とした費用から算出した額であると主張し、李鴻章の裁量に委ねられていたことが分かる。こうした點は(5)についても同樣で、砲船公所の司所・夫役の月支薪費工食銀兩は、軍火との關係が重く且つ遠きに至り、海濱で食物の價格は騰貴している。必要な薪工は他項とは比較し難い、との判斷から、彈力的に運用していたのであった。

李鴻章は最後に、「事行うべきに屬す」とし、支出すべき經費として八九八四兩六錢五分四釐四毫一忽一微五纖を算定し、「委員の薪水等の經費は、事同一律で、均しく實際に使用し、事實を報告しております。準據すべき規定が無くと

も、誤魔化しは絶對にありません」[63]と述べて、戸部に敕命を下して全額を支出させるよう請願して、この覆奏をしめくくった。その結果、李鴻章の請願を受け入れる旨が下され、戸部もこれを了承した。[64]

(ii)「覆奏海防經費部駁各款摺」は、光緒九年及び一〇年の二年閒の北洋海防經費報銷の各經費に關する戸部の部駁に對し、李鴻章が支應局司道の調査結果を基に逐一反論した覆奏である。全部で一一項目に及ぶ長大なものであり、(i)よりも遙かに煩瑣なものであるから、兩者の主張のその大要を併せて紹介する。

(1)天津からドイツへ洋行した職人龐玉順等四名の渡航費として、一一六二兩零の支出が既に戸部からなされた。ところが光緒一一年分の報告書で扱われる歸國費用の一二七七兩零について、一一〇餘兩を超過分と見て削減しようとしていることを知った李鴻章は、光緒一〇年八月にこの職人が歸國するに際し、フランスとベトナム閒に有事が發生したため船舶の運賃が高騰したため渡航費が增したのであるが、事實を基に十一年度分の報告に組み込んだと述べ、この一二七七兩八錢二分八釐九毫の全額を支給することを認めるよう求めた。

(2)大沽水雷營が管理する柴草については、以前覆奏し、光緒一四年正月より支出が停止されるものの、既に支出された分は規則通りに支出されるよう請願したが、これが裁可され、先例として記錄されている。であるから既に柴草費として支出濟の七兩九錢七分四毫の全額を支給することを認めるよう求めた。

(3)北塘・山海關・旅順の各水雷營の薪糧等費について、戸部は、大沽營には水雷庫を管理する官員・庫書の名目が無いことから、その月給銀兩と日給柴草の全額を削減し、管帶・幫帶も同樣に、この先例に照らして柴草を削減する。その削減額の合計は、六七二兩九錢四分六毫一絲一忽八微とするとしたのに對し、李鴻章は次のように答えている。水雷は海防の利器であり、數が非常に多く、各營は地理的にも極めて廣域にわたるので、必ず倉庫を設置して適切に保管しなければならない。そこで愼重を期して庫官各一名・庫書各一名の增員を行った。大沽雷營も、もともと增員を

稟請していたが、その人員の薪糧が北塘等と比較すると既に多額であり、増員は不適切であったので、浪費にならぬよう自主的に手段を設けて對處した。北塘・山海關・旅順三處の水雷營については、大沽雷營章程に照らして酌量し、増員したのであって、庫官・庫書の薪糧は増額となったが、一箇月當たりの總額は大沽と比べ依然として少ない。管帯・幫帯の柴草については、光緒一四年から削減してもらいたい。以上について、六七二兩九錢四分六毫一絲一忽八微の全額を支給することを認めて戴きたい。

(4)登榮水師の艇船における官二名・水長一名について、戸部は一〇三三兩二錢を削減しようとするのに對し、李鴻章は、この艇船には、光緒六年（一八八〇年）八月の時點で、辨兵が三一〇名おり、教練や水夫には武員が二名、兵が一二五名いた。光緒七年に鐵甲艦を發注したため、水兵を豫め準備する必要が生じたが、習得すべき專門技術が煩雑で重大なので、官二名、水長一名を派遣し、班を分けて教練した。一一年九月に鐵甲艦に配屬させた後、艇船の薪糧は支給停止となり、數人を増員したものの、一〇〇餘名の兵丁は全員が實際に使用されており、浪費ではない。以上は既に覆奏して全額の支給が認められている、と主張した。

(5)旅順と威海にある二つの煤廠、及び水師の子彈火藥等庫の司事人等の薪糧について、戸部は大沽砲船公所司事一人當たりの月額一〇兩を規準にして、現在の月額一二兩から二兩を削減し、これによって合計一四一兩九錢九分九釐九毫八絲二忽一微五纖を削減しようとする。これに對し李鴻章は、大沽砲船公所章程の規準額より二兩を多く支給している理由は、事務量の多さと食料費の高さにあり、決して冗費ではない。また、海軍衙門の奏定した北洋海軍章程司事在岸當差銀一二兩とも符合している、として全額の支給を認めるよう求めた。

(6)休暇を求めた知府徐建寅に代わって天津機器局會辦に道員高驂麟を派遣したが、徐建寅の薪水五〇兩に照らして支給すべきなのに、薪水六〇兩を支給し、そのうえ公費二〇兩を加えている。この水増し分を削減すると、その額は合計二九六兩三錢三分三釐二毫五絲五微となる。これに對し李鴻章は、北洋員弁の薪公については「差使を論じ、官階を

論じない」（勞働の繁簡に應じた給與）との規準を示し、徐建寅が休暇を求めた後、事務が次第に增え、道員高驂麟を派遣して會辦とし、薪水を月額一〇兩を加えた。續いて海防各營が必要とする軍火が增加し、天津機器局の製造が日々強化されたので、一年後に公費二〇兩を加えて薪水公費八〇兩としたのである。北洋の道員の薪公には月給一〇〇兩と一三〇兩とがあるが、該道の月給八〇兩というのは節約の部類に入り、多いとは言えないとして、全額の支給を求めた。

(7)總理衙門の調取繪畫委員陳文祺に對し、大沽船塢繪圖在任中に支給されていた薪水の月額四〇兩を繼續してもらいたい。戶部は、大沽船塢繪圖の二名に四〇兩を支給せず、一名には月額三〇兩、もう一名には一六兩を支給しているが、三〇兩を規準額とすれば、二九兩三錢三分三釐二毫を削減することになる。また陳文祺は、前會辦福建海疆事宜張佩綸に隨伴して福建に赴任したさい、薪水の二九兩三錢三分三釐二毫を削減された。この合計五八兩六錢六分六釐四毫の全額を支給してもらいたい。

(8)洋鎗教習の連標の薪水月額三〇兩と公費二〇兩について、戶部は、前者はともかく、公費二〇兩の支給は認可し難いとして、五九兩三錢三分三釐三毫を削減しようとした。これに對し李鴻章は、この教習は薪水の月額三〇兩を支給され、ついで盛軍の教練に派遣されて赴任し、盛軍の統領となった。周盛傳は盛軍馬步一〇餘營を數カ所に分けて駐屯させ、該教習は往返して教習し、非常に勤苦している。そこで毎月、公費銀二〇兩を加えて鼓勵しようとした。該教習は一人で一〇餘營を教練している。すなわち一人で數人分を兼辨している。移動のための車馬の費用も多額であり、三〇兩では公務を執行するのも足りないとして、全額の支給を求めた。

(9)出洋學習武弁巫炳修の渡航費及び薪水として一一九七兩八錢一分七釐五毛七絲二忽を支出し、不足を補塡することを求める。戶部はその認可は困難とし、削減すべきであるとするのに對し、李鴻章は全額の支給を求めた。

(10)水師・管輪兩學堂への費用、月額一九〇一兩について、戶部は兩學堂への毎月の費用を一七〇〇餘兩と見積った上

で、原定の一六〇〇餘兩を支給することによって費用を削減しようとした。この度の削減額は、四萬六一四六兩に上った。李鴻章は、管輪學堂は光緒八年（一八八二年）四月に開設されたが、規定額を記した章程が未だなかったので、月額一五〇兩を支給することで一年餘り試行したところ月額五、六〇萬兩の不足が明らかになった。そこで、水師學堂とともに一律月額二〇〇萬兩とした。立案の當時より約數十萬兩が增額されたが、實際に必要な費用であるとして、光緒九・一〇年度分の兩學堂の費用は削減できないとして、四萬六一四六兩を全額支給するよう求めた。

(11)道員朱壽鏞等に支給した渡航費・生活費の總額一八五九兩九錢四分一釐七毫二絲について。その內譯は、軍務を探偵するため廣西に赴いた道員朱壽鏞に支給した二八九兩四錢九分一釐五毫。上海に赴き南洋大臣とともにフランスと交渉した直隸州知州羅豐祿及び隨員に對し支給した二四八兩三錢二分七釐三毫一絲。直隸州知州羅豐祿及び隨員が、吳大徵に伴い朝鮮に赴き善後事宜を協議した際に支出した一九二兩九錢九分四釐三毫一絲。繙譯の福連が、上海でフランスとの交渉の際に、天津から上海に移動した渡航費として支給した四八兩二錢四分八釐六毫。元込め砲の操作法を習熟するため天津から福州に赴いた武弁王義才・黃增祥の二名に支給した渡航費六八兩八錢八分。水雷を運送するため雲南・廣西に赴いた布理問・沈若球及び隨員に支給した三箇月分の生活費二六二兩。廣西に赴いた都司徐開元、千葉李厚陞、把總祝洪興の三員に各五〇兩支給した合計一五〇兩。福建に赴いた知縣魏瀚、參將陳季同に支給した旅費一三六兩二分四釐。以上の總額一九九五兩九錢六分五釐七毫二絲の全額支出を求めた。

戶部の部駁は(i)の時に比べ取り上げた問題が大幅に增えているし、その內容も一層微細を極めるようになった。部駁を通して行われようとした戶部の攻勢の執拗さを、例えばその數字の正確さは置くとしても、小數點以下數桁にも及ぶ計算の細やかさ一つを見ても、窺い知ることができるのである。

では戶部は、部駁を通じた介入に成功し、經費削減という目的を少しでも達成できたのであろうか。李鴻章はこの覆奏

の末尾において、先に(i)「覆陳部駁海防報銷摺」で提議した請願が裁可され、戸部も了解したことにふれている。(65) 李鴻章の主張を支持する決裁が下され、今後これが前例となって處理されることになったのであるから、戸部の部駁をめぐる政治對立は、李鴻章にとって決定的に有利になり、部駁を通じた戸部の財政統制の動きは、急速に勢いを失うことになった。

(iii)「覆奏部駁海防經費摺」は、光緒一一・一二年分の北洋海防經費報銷に關する戸部の部駁に對し反論した、李鴻章の覆奏であるが、ここで戸部はただの三點だけを問題として取り上げた。以下では、李鴻章の主張も含め、その大要だけ紹介したい。

(1)武備學堂が增員した幼學生・使役について、戸部は學生五名につき使役一名を充てるとし、增やした學生數は四〇名であるから、增員した使役一〇名は八名に減らし、これによって五九兩を削減しようとした。これに對し李鴻章は、增員した學生は皆、一四、五歳の幼少で何も知らない初學者であるから、何事も世話人が必要であって、自分で對處できる大學生とは事情が異なり、彼らと一律にはできない。幼學生四名に公用使役一名でも、不充分であるので、五九兩全額の支出を認めるよう求めた。

(2)旅順口の水陸軍械局管理帳册の二員について、戸部は水師統領隨帶員弁の場合を援用し、月額一六兩を一二兩に減額することによって一七〇兩九錢九分九釐九毫を削減しようとする。これに對し李鴻章は、この水師統領隨帶員弁は稽查委員と兼任となっており、稽查委員としての薪水二四兩に、この一二兩を加えた月額三六兩が實際の報酬である。しかし帳册の二名は、月額一六兩としても、その半分に滿たないので、全額の支出を認めるよう求めた。

(3)水師學堂の經費であるが、光緒一一、一二年度分の第三、第四屆における考試・駕駛・管輪の各學生に支給した養贍と、增員した魚雷關係の機器匠・鐵匠・泥模匠等の辛工について、戸部は光緒一一年度より二〇〇〇兩を上限とし、

この額を超えた分については削減するとし、これによる削減額は二七〇五兩に上った。これに對し李鴻章は、戸部はどの項目を削減するのかを指定してはいないが、もとより削減すべき項目はない。毎月の薪水・辛工・飯食公費一七二六兩と、增員した魚雷機器匠三名の月給二七兩を合計すると、月額一七五〇餘兩となる。殘った二百數十兩では、學生一二〇名の贍銀を支拂うのに不足している。學生に毎月支給する贍銀は斷じて削減し難いものであるから、二八八一兩九錢九分九釐九毫の支出を認めるよう求めた。

おわりに

以上の通り本稿で述べた内容を最後にまとめると、次のようになろう。

第一に、李鴻章の權勢が最も高まった時期は、一八七九年一二月に海軍建設に關する意思決定權と財政權を委讓された時點に始まった。李鴻章に對し強力な權限が與えられたことによって、膠着していた鐵甲艦購入が實現をみた。しかし、李鴻章の財政基盤は國内調達を基本としていたが、その計畫を現實のものにするには餘りに脆弱であったと言わねばならない。何しろ認可された北洋海防經費が規定額通り送金されず、李鴻章の提示した改善策も何ら效果をあげられなかっただけでなく、前後四隻の鐵甲艦購入を目指した計畫案は、戸部の部分的合意しか得られなかった。結局購入できた鐵甲艦が二隻に止まり、李鴻章の計畫が頓挫した原因は、戸部が財政支援に同意しなかったことにあると言っても、過言ではない。李鴻章に委讓された財政權は、確かに各地方閒の水平的關係のなかでは效力があったにしても、中央財政官廳たる戸部に對し何ら影響力を行使できるものではなかったのである。

第二に、李鴻章の權勢擴大が終焉したのは、清佛戰爭直後であった。對佛戰に伴う軍擴は、李鴻章の軍事力を一層強化したかに見える。しかし戰後は一轉して軍縮が斷行され、李鴻章に與えられた權限も縮小に向かった。善後策として清國海軍の統一をうたった海軍衙門が創設されたが、この海軍專門機關は、李鴻章から先ず北洋海防經費を奪い、續いて財政

權や意思決定權も手中にしていった。海軍衙門の創設は、從來理解されてきたように、李鴻章の權勢を擴大する基盤となったのではなく、寧ろ逆に、それを抑制する役割を果たしたと把握する方が正しい。李鴻章の權勢は、清佛戰後弱體化していったのである。

第三に、戶部の動きは、北洋艦隊の建設に少なからぬ影響を與えた。繰り返し述べるように、戶部は、李鴻章の目指した鐵甲艦の追加購入への財政支出に難色を示し、その計畫を頓挫させた。清佛戰爭期における軍擴に要する財政支出には應じたが、戰後の軍縮に際しては一轉して強硬な姿勢を示した。戰後の善後策の目玉たる海軍衙門の創設を好機ととらえ、李鴻章から北洋海防經費を剝奪するとともに、清朝宮廷內の重鎭翁同龢を尙書に頂いて、北洋海防經費に關する部駁を創設時期まで遡って行った。戶部は既に清佛戰爭の最中、各一二條からなる「開源」「節流」を柱とする財政再建策を打ち出し、海防支出をめぐって李鴻章と對立が生じていた。戶部による部駁も、當然ながら李鴻章の反論をまねいたのだが、西太后の裁可は李鴻章を支持するものであって、戶部による部駁を通じた北洋海防經費への介入は失敗に終わった。

註

(1) とうした觀點からの代表的著書として、John L. Rawlinson, China's Struggle for Naval Development 1839—1895, Harvard Univ. Press, 1967. が、すでによく知られている。一九七〇年代末以來洋務運動研究の見直しの進む中國大陸では、先ず胡濱「甲午戰爭前的北洋海軍」(山東省歷史學會編『甲午戰爭九十周年紀念論文集』齊魯書社、一九八六年、所收)が、派系對立を基軸にした論述を最も鮮明に打ち出した論文である。この外、苑書義『中國近代史論稿』河北敎育出版社、一九八八年、に所載の「李鴻章籌建北洋海軍述略」(原載は、『河北師院學報』一九八七年、第一・二期)をはじめ、洋務運動研究として書かれた論文で同樣の捉え方をするものは、枚擧にいとまがない。そしてまた一九八〇年代末以來、海洋へと眼を向け始めた現政府の政策的背景との關連を窺わせる、以下のような專門的概說書においても、依然踏襲されているのである。吳傑章・蘇小東・程志發主編『中國近代海軍史』解放軍出版社、一九八九年。胡立人・王振華主

編『中國近代海軍史』大連出版社、一九九〇年。姜鳴『龍旗飄揚的艦隊――中國近代海軍興衰史――』上海交通大學出版社、一九九一年。但し、海軍司令部の編纂による『近代中國海軍』（海潮出版社、一九九四年）は、國内的な競合關係や利害對立を敍述することについて極めて消極的である。

（2）『穆宗實錄』同治九年一〇月壬子（二〇日）の條。

（3）『李鴻章奏稿』卷一七。同治九年一〇月二六日。

（4）『穆宗實錄』同治九年一一月丙辰（二五日）の條。

（5）『李鴻章奏稿』卷一七。同治九年一二月一日。

（6）「截留京餉尾數片」（同治一〇年九月七日）『李鴻章奏稿』卷一八、頁五五、に、「臣已於去冬專摺瀝陳、懇請截留京餉、旋准部覆許以不拘限期。」とある。

（7）『李鴻章奏稿』卷一八、頁五五。

（8）海關稅收入をめぐる兩者の摩擦は、ほぼ常態化していたようで、例えば、一八七七年三月輪船招商局がアメリカ旗昌公司の吸收合併に成功した際、戶部はこれを稅收擴大の好機と捉え、招商局輪船稅を四對六に分けるに先立ち、その二割分を戶部に先行納入させる方式を江漢關で導入し、他の各海關へも逐次擴充してゆくよう圖った。しかし津海關及び東海關の四成洋稅を天津機器局の財源とする李鴻章は、あくまで洋稅の方式を踏襲して四對六割に分けるべきであると反論した（「四成稅留充機局經費片」『李鴻章奏稿』卷三二。光緒四年七月二日）。結果的には、李鴻章の主張が容れられたようである。この外、京餉の留保を求める李鴻章の上奏文が毎年繰り返し提出されており、今後の檢討が必要である。

（9）『畿輔通志』（光緒一〇年刊）卷九三、頁一四～一七。

（10）佐々木揚「同治年間後期における清朝洋務派の日本論――李鴻章の場合を中心として――」『東洋史研究』第四四卷第三號、一九八五年、に詳しい。

（11）『李鴻章奏稿』卷二四、頁一八。同治一三年一一月二日。

（12）『德宗實錄』光緒元年四月壬辰（二六日）の條。

（13）張俠・楊志本・羅澍偉・王蘇波・張利民合編『清末海軍史料』海洋出版社、一九八二年、頁六一五～六一七。なお、姜鳴「北洋海軍經費新探」『浙江學刊』一九八六年第五期（『復印報刊資料』一九八六年第一二期に再錄）によると、光緒元年七月から、海防經費の南北分離が實施される光緒三年七月までの二年間、事實上全額が北洋に供給されていたという。

（14）岩井茂樹「清代國家財政における中央と地方――酌撥制度を中心にして――」『東洋史研究』第四二卷第二號、一九八三年。

（15）『德宗實錄』光緒五年五月庚寅（一七日）の條。

（16）『德宗實錄』光緒五年六月癸丑（一一日）の條。

（17）中國第一檔案館編『光緒朝朱批奏摺』中華書局、一九九五年、第三三輯、頁一七一～一九〇。王先謙の海防論については、前揭、胡立人・王振華主編『中國近代海軍史』、頁三五四～三五五。

（18）『德宗實錄』及び『光緒朝東華錄』光緒五年九月庚子（三〇日）の條。

（19）『李鴻章奏稿』卷三五、光緒五年一〇月二八日。

（20）『德宗實錄』光緒五年一〇月己巳（二九日）の條。

(21)『德宗實錄』光緒五年一一月壬午（一三日）の條。
(22)『李鴻章奏稿』卷三六。光緒六年二月一九日。
(23)『德宗實錄』光緒六年二月己未（二一日）の條。
(24) 南北洋經費の缺解問題については、莊吉發「清季南北洋海防經費的籌措」（中華文化復興運動推行委員會主編『中國近代現代史論集　第八編　自強運動（三）軍事』臺灣商務印書館、一九八五年、所收）を參照。
(25)「請撥海防經費摺」『李鴻章奏稿』卷三六、光緒六年三月一日。
(26) 缺解の深刻化が稅收の遠心的な擴大を促したことについては、前揭、姜鳴「北洋海軍經費新探」、及び『龍旗飄揚的艦隊――中國近代海軍興衰史――』、頁一一一。
(27)「請催海防經費摺」『李鴻章奏稿』卷三七。頁四八。光緒六年六月二五日。
(28)『光緒朝東華錄』光緒六年六月癸亥（二七日）の條。
(29)「定造鐵甲船摺」『李鴻章奏稿』卷三七。光緒六年六月三日。
(30)『德宗實錄』光緒六年六月辛丑（五日）の條。
(31)「妥籌球案摺」『李鴻章奏稿』卷三九。頁四（光緒六年一〇月九日）に、
臣前奏明南北洋須合購鐵甲船四號、其數斷難再減。所有請撥淮商捐項一百萬兩、僅准戶部議撥四十萬、不敷尚多、應請旨飭令全數撥濟。
(32)『德宗實錄』光緒六年一〇月辛亥（一六日）の條に、
又諭。李鴻章奏、購買鐵甲船、經費不敷、請將淮商捐購全數撥濟、等語。著戶部議奏。
(33)「鐵甲籌款分別續造摺」『李鴻章奏稿』卷四〇。頁五二、に、
上年六月十月間、准戶部兩次議覆、令將淮商捐銀四十萬兩、先行撥給應用、其餘訂船不敷之數、俟酌定船價、應分幾次勻付、奏報到日再行酌撥、總期無誤要需、等因。奉旨。依議。欽此。
(34)「鐵甲籌款分別續造摺」『李鴻章奏稿』卷四〇。光緒七年四月二七日。
(35)『德宗實錄』光緒七年三月甲戌（一二日）の條。
(36)「續造鐵甲快船摺」『李鴻章奏稿』卷四六。光緒九年二月八日。
(37) 臺北・故宮博物院所藏『軍機處檔案　月摺檔』光緒一〇年六月上冊、頁一七三～一七六。
(38)『光緒朝東華錄』光緒一〇年六月辛丑（二九日）の條。
(39)『李鴻章奏稿』卷五一。頁一。
(40) 拙稿「李鴻章と清佛戰爭――北洋艦隊の派遣拒否問題についての再檢討――」『中國――社會と文化』第一一號、一九九六年。
(41)「裁遣新營停頓部餉摺」『李鴻章奏稿』卷五五。光緒一一年一〇月二一日。
(42) 李鴻章の海軍衙門宛て書簡において、「此項捐款は、上年、法事が戒嚴し、北洋は防務を籌備するに需款は繁鉅なるも、各省の釐稅は報解が寥寥なるに因り、奏准して支應局に撥歸し、以て各省關の短解するの數に抵てんとし……」（『海軍函

稿』巻一、頁一八）と述べている。

(43) 「撥設收捐購器摺」『李鴻章奏稿』巻五。光緒一〇年七月一四日。

(44) 「光緒十年戶部議定海防報捐五項新章」『欽定戶部海防鄭工新例章程』（成文出版社印行）頁一二一～一二八。

(45) 『光緒朝東華錄』光緒一〇年一二月戊寅（八日）の條。

(46) 『光緒朝東華錄』光緒一一年八月癸丑（二七日）の條。

(47) 『李鴻章奏稿』巻五五。頁二七、に、

前奉懿旨。各省營勇每年裁節銀二三十萬兩、以供京旗各營加餉練兵之用。並以經理海防、善後需款甚巨、籌餉甚難。等因。欽此。戶部來咨、亦以現練海軍須資裁營挹注。

(48) 「各軍仍請部餉」『李鴻章奏稿』巻五五。光緒一一年九月五日。

(49) 「海防捐礮難歸部片」『李鴻章奏稿』巻五五。光緒一一年九月二一日。

(50) 「戶部奏」『光緒朝東華錄』光緒一一年九月丙辰（二一日）。

(51) 『李鴻章奏稿』巻五五。光緒一一年二〇月二一日。

(52) 海軍衙門については、王家儉「清季的海軍衙門」『中國近代海軍史論集』文史哲出版社、一九八四年、所收（原載は、『中國歷史學會集刊』第五期、一九七三年）。

(53) 戚其章『北洋艦隊』山東人民出版社、一九八三年、頁二三。王承仁・劉鐵君「論洋務派興建海軍的目的和作用」『武漢大學學報（社會科學版）』一九八六年第三期、のち『復印報刊資料・中國近代史』一九八六年第七期、等。なお、海軍衙門設立後の李鴻章による海軍支配を誇大視するのは誤りであると反論するのは、徐徹「論洋務派創辦中國近代海軍的動機」『遼寧大學學報』一九八三年第六期。

(54) 包遵彭『中國海軍史』中國叢書編審委員會、一九七〇年、頁六二四。なお包遵彭の引用した史料は、『海軍函稿』巻一。頁二の次の箇所である。

頃准部咨、將南北洋海防經費奏准撥歸海軍衙門作爲常年餉需、以後北洋用項自應請由鈞署豫期照撥交、免致臨時掣肘貽誤、感禱謁任。

(55) 臺北・故宮博物院院藏『軍機處檔案　月摺包』登錄總號一二五八〇四、に、

戶部咨。議覆浙海關應解南洋海防經費、准自第九十三結起、暫留一年作爲浙省海防之用。等因。……

(56) 臺北・故宮『軍機處檔案　月摺包』登錄總號一九五五〇〇、一二七一一一、一二八三九八。

(57) John L. Rawlinson; op. cit., p.132. にも同樣の指摘がある。

(58) 『光緒朝東華錄』光緒一三年四月丙戌（二九日）の條に、

欽奉慈禧端佑康熙昭豫莊誠皇太后懿旨、嗣後各省於海防應需購買器械撥用經費等項、均著先期咨報海軍衙門斟酌妥善、再行辦理。

とあり、西太后が懿旨を下して、各省で海防關係の兵器購入と資金運用をおこなう際、海軍衙門に先ず報告し、その審査を經るよう指令している。海軍衙門は、海防に關する意思決定權についても、李鴻章に代わって權限を集中していったよ

うである。

(59) 拙稿「清佛戰爭期の軍事費調達策についての一考察——戶部の『開源』『節流』策と李鴻章の議覆——」『小田義久博士還曆記念東洋史論集』、一九九五年。

(60) 戶部尙書翁同龢については、謝俊美『翁同龢傳』(中華書局、一九九四年)第一三章、を參照。西太后派と光緒帝派の閒の派閥對立については、常熟市人民政府・中國史學會合編『甲午戰爭與翁同龢』(中國人民出版社、一九九五年)に所收の論文でも、再確認されている。

(61) 部駁については、谷井陽子「清代則例省例考」『東方學報(京都)』第六七册、一九九五年、頁一八二以下を參照。

(62) その他、兵部による部駁として「查覆部駁海防經費摺」(『李鴻章奏稿』卷六八。光緒一六年五月三日)がある。これは、光緒九、一〇年並びに一一、一二兩年の海防報銷各案に關するもの。

(63) 『李鴻章奏稿』卷五七。頁一七。

(64) 『李鴻章奏稿』卷六五。頁七、に、

臣查戶部核覆光緒元年至六年洋員支款案內、聲稱、本部核銷各項、總以例章奏案爲憑、惟北洋所覆各節亦係實在情形、以前用過各款、憲由該大臣(=李鴻章)自行奏明辦理、嘗將元年至六年並七八年兩年北洋海防報銷、經部駁、查各款逐一據實登復奏請准銷、均奉旨、著照所請。戶部知道。欽遵。在案。

(65) 註(64)と同じ。

THE RELATIONSHIP BETWEEN LI HONGZHANG AND THE BOARD OF REVENUE: A STUDY OF THE PROCESS OF CONSTRUCTION OF THE BEIYANG FLEET

HOSOMI Kazuhiro

This article is an examination of the process of the construction of the Beiyang fleet in the late Qing period. In this examination, I do not attempt to focus on the competitive relations between coastal regions, a subject already well argued. Rather, I focus on the perpendicular relationship between the central government and the local government, paying particular attention to financial relationship between Li Hongzhang 李鴻章, the Beiyang minister and the Zhili Governor-General 直隸總督, and the Board of Revenue.

In this article, I also examine the question of whether or not Li Hongzhang expanded his regional power at the time of the conclusion of the Sino-French war. I conclude that the common perception that Li Hongzhang gained exclusive positions just after the Sino-French war is not correct. At that time the control of the central government over the local governments increased, and as a result Li's power was also reduced. I conclude that the peak period of Li's power began in December, 1879, when he was authorized to establish naval forces by the central government, and terminated in the middle of the 1880's.